

## 川崎市公告第824号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します

令和8年5月1日

川崎市長 福田 紀彦

### 1 業務名

多摩川河川敷（川崎駅周辺）のにぎわい創出に向けた公民連携事業支援業務委託

### 2 履行期間

契約日から令和9年3月31日まで

### 3 履行場所

川崎市内

### 4 業務概要

#### (1) 業務目的

多摩川河川敷（川崎駅周辺）におけるにぎわい創出に向け、調整用資料を作成し、市内や国及び民間企業等の関係者と調整を行いながら、多摩川の利活用を推進するための公民連携事業について支援を行うことを目的とする。

#### (2) 業務内容

#### ア 前提条件及び先行・先進事例の調査・整理

##### ①前提条件及び基本課題の整理

令和7年度に本市が国と協議を行った内容を踏まえ、これまでの検討経緯、本市の関連計画に関する概要並びに河川・河川敷空間の利用に関する法令制限について整理をする。

##### ②先行・先進事例の調査・整理

国が認定している「かわまちづくり計画」をはじめとした先行・先進事例の調査、河川・河川敷空間の利活用に関する事例（事業手法や費用対効果等）を整理する。整理にあたっては、周辺施設との連携事例や、Park-PFI等の民間活用手法を取り入れたにぎわい創出に関する事例などを調査する。

#### イ 関係者の意向把握

本市が実施した又は実施する市内関係部署及び周辺開発事業者、地域住民等の関係者の意向調査の結果について、整理を行う。

#### ウ 整備・運営の基本的な考え方の検討

##### ①事業コンセプト、事業条件等の整理

川崎駅周辺総合整備計画などの関連計画や協議結果やイに基づき、事業実施に向けたコンセプトをとりまとめ、事業実施条件等を整理する。

## ②事業スキームの整理

①を踏まえ事業スキームを整理する。特に、整備・運営に係る役割分担、民間事業者に委ねる業務範囲、事業費の負担区分、リスク分担等について整理する。

## ③導入コンテンツの検討

ア及びイの内容を踏まえ、導入コンテンツを検討する。

## ④整備内容の検討

各種整備事業について、「新規整備・改修工事」「事業者による施工・市による施工」等、効果的で効率的な整備内容を検討する。なお、河川管理に関わる整備については国が実施し、それ以外の整備は市又は協力事業者等が実施することを想定しています。令和 8 年 7 月に整備内容や総事業費の素案を作成し、国との協議を行いながら、検討を進める。

## ⑤概算事業費の算出

上記①～④で検討した複数の事業手法ごとに整備・運営（収入・費用）等について想定する概算事業費を算出する。

## エ 公民連携のための民間活用手法の整理

ウで検討した整備・運営に対し、複数の民間活用の手法を導入することについて、メリット・デメリットを整理する。特に、河川・河川敷空間の活用において公民連携を導入する場合の事業手法等の検討を行う。

## オ 事業化に向けた条件・課題・スケジュール等の整理

上記ア～エの業務内容をとりまとめ、事業化に向けた条件・課題・スケジュール等を整理する。

## カ 資料作成

上記ア～オを踏まえた多摩川河川敷（川崎駅周辺）のにぎわい創出に向けた事業概要（整備内容、運営内容、役割分担、概算事業費等）をとりまとめた資料（案）を作成する。

## キ 啓発支援

多摩川河川敷におけるにぎわい創出事業についてカでとりまとめた内容等を市民に広く周知する啓発資材やイベント等のコンテンツの検討及び支援を行う。

## ク 打合せ協議

全 3 回（着手時、中間、納品時）を標準とする。

## ケ 成果物とりまとめ

すべての業務内容をまとめた報告書（電子データ（PDF等））と、加工可能な媒体（Excel形式、Word形式、PowerPoint形式のいずれか本市と協議した上作成）を格納したDVD-Rを2枚、本市が指定する期日までに提出すること。なお、仕様については、本市と協議の上、決定するものとする。

## 5 事業委託料（参考）

事業委託料は、次の金額を上限とする。

12,276,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

## 6 参加資格

参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければならない。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (2) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (3) 令和7・8年度の川崎市業務委託有資格者名簿の業種「建設コンサルタント」・種目「都市計画及び地方計画部門」に登録されていること（参加申込時点で業者登録中であり、かつ審査時点で業者登録されていれば、資格要件は満たしているものとする。）
- (4) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有しない者であること
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること

## 7 担当部局

川崎市建設緑政局緑政部みどり・多摩川事業推進課緑の基本計画担当 川島

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地（本庁舎17階）

電話 044-200-1202（直通）

FAX 044-200-3973

電子メール [53mityo@city.kawasaki.jp](mailto:53mityo@city.kawasaki.jp)

受付時間 午前8時30分～午後5時（閉庁日及び正午から午後1時を除く。）

## 8 プロポーザル実施要領及び仕様書等の公表

### (1) 公表方法

プロポーザル実施要領及び仕様書の公表については、「入札情報かわさき」へ掲載する。なお、様式についても併せて掲載する。

### (2) 公表開始日

令和8年5月1日（金）

## 9 参加意向申出書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、「6 参加資格」を確認のうえ、次の提出書類を提出期限までに、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）により1部提出

### (1) 提出期間

令和8年5月1日（月）から令和8年5月8日（金）まで

（郵送の場合は令和8年5月8日（金）必着）

※受付時間：午前8時30分～午後5時（閉庁日及び正午から午後1時を除く。）

(2) 提出場所

「7 担当部局」のとおり

(3) 提出書類

参加意向申出書（様式1）

(4) その他

参加意向申出書の提出を受け、参加資格を確認後、提案資格確認結果通知書を送付する。

10 質問書の受付・回答

(1) 受付方法

質問書（様式2）に質問内容を記載し、「7 担当部局」の電子メールアドレス宛に電子メールで送付

(2) 受付期間

令和8年5月13日（水）から令和8年5月14日（木）午後5時00分まで

(3) 回答方法

令和8年5月19日（火）までに、全ての参加者に対して電子メールにて回答する。

11 企画提案書等の提出

次の期日までに、必要書類を提出

(1) 提出期間

令和8年5月20日（水）から令和8年5月22日（金）午後5時まで

（郵送の場合は令和8年5月22日（金）までに必着）

※受付時間：午前8時30分～午後5時（閉庁日及び正午から午後1時を除く。）

(2) 提出書類（ア～オはすべて任意様式）

ア 企画提案書（パソコンによる閲覧を想定しているため、向きは横を基本）  
20ページ以内とする。

イ 実施体制及び配置予定人員

ウ 見積書

エ 業務実績表

オ 会社（団体）概要書（パンフレット等）

(3) 提出部数

ア PDF データ

（書類ごとにファイルを作成し、ファイル名を「業者名\_書類名」とする。

例：株式会社〇〇\_企画提案書.pdf）

イ 見積書：原本（紙）を1部（押印あり）

#### (4) 提出方法

- ア 別途指定する Logo フォームにアップロードし、送信  
指定 Logo フォーム <https://logoform.jp/form/FUQz/1558187>
- イ 見積書原本は、令和8年5月22日（金）までに「7 担当部局」へ持参又は  
郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）

#### (5) 留意点

- ア 提出後、提案書類の差し替え及び追加はできない。
- イ 提案書類は、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、企画  
提案書の内容すべてが契約に反映されるとは限らない。
- ウ 提案書類の提出後、本市が必要と判断した場合は、追加資料の提出を求めるこ  
とがある。

### 1.2 審査方法

#### (1) 審査方法

審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、多摩川河川敷（川崎駅周辺）のにぎわ  
い創出に向けた公民連携事業支援業務委託プロポーザル評価選考委員会（以下「評価  
委員会」という。）を設置し、書類及びプレゼンテーションによる審査を行う。

#### (2) 審査日及び場所等

- ア 審査日時（予定）  
令和8年6月3日（水）から令和8年4月22日（水）  
※日時は参加者に、個別に連絡する。
- イ 審査場所（予定）  
川崎市役所本庁舎  
※場所は参加者に、個別に連絡する。
- ウ 審査環境  
プレゼンテーション等に必要な機材のうち、スクリーン、プロジェクタ、HDMI  
コード以外は、全て提案者が用意すること。
- エ 出席者  
ヒアリング審査への出席者は3名以内とし、説明や質疑に対する応答はいずれか  
の者が行うこととする。

#### (3) 審査基準

本業務の受託候補者の選考については、参加者から提出された提案書に基づき、次  
の選考基準により審査する。

##### ア 業務目的・内容の理解度

- 1) 理解度  
事業の目的や意義などの基本的な考え方を理解しているか。
- 2) 知識・能力

業務に必要な知識、能力が十分備わっているか。

3) 積極性

業務に積極的に取り組む姿勢がみられるか。

**イ 事業実施体制**

1) 組織体制

業務を円滑に実施できる人員が配置され、役割分担が明確かつ適切であるか。

2) スケジュール

履行期限までに業務が完了するような適切なスケジュールとなっているか。

**ウ 事業の企画力**

1) 企画力

これまでの知識や経験を生かした積極的、独創的な提案になっているか。

2) 実現性

提案内容に具体性と実現性があるか。

4) 表現力

提案書の文章、レイアウト等が分かりやすく、伝わりやすい表現、デザインになっているか。

**エ プレゼンテーション能力**

口述による提案説明が明快で分かりやすい言い回しであるか。

(4) 受託候補者の特定

評価委員会での審査の結果、最も高い合計点を獲得した者を受託候補者として選定する。なお、基準点を総合得点の60%とし、提案者が1者のみの場合については、基準点を満たした場合に受託候補者とする。

(5) 受託候補者選定結果通知（予定）

令和8年6月5日（金）

1.3 プロポーザル参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、プロポーザル参加資格を喪失する。

- (1) 契約日前に「6 参加資格」のいずれかの条件を欠いたとき
- (2) プロポーザル参加意向申出書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき
- (3) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

1.4 その他留意事項

- (1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出書類及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書作成の要否

市指定の契約書により、必要とする。

(4) 契約保証金

川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）第 33 条各号に該当する場合は免除となるが、それ以外の場合は契約金額の 10 パーセントを納付する必要がある。

(5) その他詳細について

詳細については、「多摩川河川敷（川崎駅周辺）のにぎわい創出に向けた公民連携事業支援業務委託プロポーザル実施要領」を参照すること。